

ハッ場ダム住民訴訟通信-98

2014年6月10日発行

県知事よ、せめて誠実であれ。 公開質問状が浮き彫りにした水行政の虚構。

この国の県知事は県民によって選ばれます。もちろん茨城県知事も例外ではありません。知事の権力は領域の大小の差はあるものの、議院内閣制の総理大臣よりも大統領に似て強大なものです。それだけに主権者である県民と県民に選ばれた県議会に対し、誠実であることが求められます。権力をかさに民主的手続きを無視し政策を強行することは断じて許されるものではありません。民主主義によって選ばれた県知事は、誰よりも民主主義を守らねばならない立場にあるからです。それが知事に求められる基本の資質でしょう。

決まってもいない水源開発を決まったとして

いばらき水のマスタープランの改定を行わないとする傲慢。

私たちの要望書・質問書への回答によって明らかになった虚言の連鎖をご紹介します。以下は要約になります。正確には先にお送りしてあります原本の写しをご覧ください。

2013年5月25日、要望書：「新・いばらき水のマスタープラン(以下マスタープラン)」の策定にあたっては、水需要実績と減少する将来人口を見据えて実態に合わせた水需要予測を用い、不要になるハッ場ダム、霞ヶ浦導水等から撤退すること。

2013年6月13日、回答：現在、国が行っているダム事業の検証結果を見極めた上で、マスタープランの改定を行うかどうか検討してまいりたいと考えています。

2013年7月27日、質問書：水需給計画とは、将来に亘る水需要を予測して、それを満たすべく供給計画を立て「水需給計画」とするのではないか。しかるに供給が決まらない限り水需給計画が立てられないとは、水源開発ありきの水需給計画にならないか。マスタープランの改定を行うかどうか検討してまいりたいとは、これ程の水需要の減少が予測されながら改定しないということもあるのか。

2013年8月31日、回答：当該計画の改定につきましては、現在、国が行っているダム事業の検証結果等を見極めた上で、改定が必要かどうか検討してまいります。

2013年10月23日、茨城県議会予算委員会：大内久美子議員の質問「水余りと将来人口の減少に鑑み、マスタープランの見直しはないのか」に対し、橋本知事答弁「…計画の目的である水資源の確保と水需給の確立といった面で計画改定の必要はなくなった…」

2014年2月21日、公開質問書：これまでマスタープランの改定は「国のダム事業の検証結果等を見極めた上で行うかどうか検討する」としてきたのではないか。答弁の時点では、ハッ場ダムは基本計画の変更が10月28日の県議会決議以前であり、霞ヶ浦導水は検証の場にあったではないか。

2014年3月13日、回答：昨年9月25日の「霞ヶ浦導水事業の検討の場第5回幹事会」において霞ヶ浦導水が最も有利であるとの総合評価(案)が示された。ハッ場ダムは県議会の決議を経たところですが、基本計画の変更はマスタープランの改定とは直接関連はありません。

2014年4月10日、再質問書：昨年9月25日の霞ヶ浦導水の総合評価は「案」でしかない。4月5日現在結論は出ていないではないか。さらに思川開発は一昨年6月から検証

作業はストップしたままだ。これも現マスタープランに組み込まれている。いかに説明するのか。

2014年5月16日、回答：霞ヶ浦導水は本年5月8日には、関東地方整備局における「事業評価監視委員会」において、霞ヶ浦導水事業の対応方針(原案)について継続が妥当との意見が示されたところです。思川開発は古河市と五霞町が参画し暫定水利権として利用しています。検証の状況を注視し、適切に水資源行政を進めてまいります。

後だしジャンケンのように前言の虚偽を繕いながらも、いまだ虚言は虚言のままです。

霞ヶ浦導水事業でいいますと、虚言の連鎖に続く事業評価監視委員会の原案は原案でしかありません。この後、関東地方整備局は国土交通省へ報告。国土交通省は有識者会議に諮り、その結論をもって国交大臣が決定する手続きが残されています。

思川開発にいたっては、「検証の状況を注視し…」としており、水資源の確保は済んでいないことを自ら認めています。従って上記のどの段階の答弁も回答も虚偽に過ぎません。

マスタープランが無ければ、水余りも見えなくなる。これが目的！？

私たちはこれまでの要望書・質問書の中で、仮に水資源が確保され水需給の供給量は決まったとしても水需要は変動するものだ。それでもマスタープランの改定を行わないとするならば、現状の水余り、将来人口の減少を勘案した水需要予測だけでも示して欲しい。と問いましたが“梨のつぶて”です。県に代わりマスタープランを改定しない理由を述べるならば、今後、急激に水余りが拡大しても、その“物指し”になる計画がなければ水余りは見えなくなります。見えなければ「水余りは無い」とする算段なのでしょう。

県にとっての水資源確保バンザイは、県民にとっては水道料金値上げの開幕ベルだ。

水道用水を供給する茨城県企業局は公営事業です。公営事業は黒字が出たら水道供給料金の値下げで還元しなければなりません。平成24年度水道用水事業の純利益は約27億円にも上ります。累積の内部留保は膨大な額になるでしょう。しかし供給料金の値下げには頑として応じません。理由は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水などが完成したら、その維持管理費・減価償却費が嵩み、その上浄水場などの増改築も必要だから…としています。百歩譲ってそうだとでも“水道料金は割り勘”です。これまで300万県民で負担していたものが、孫子の代には250万人、200万人で負担することになります。誰がどう考えても水道料金の値上げは避けられません。企業局はほんとうに公営事業なのでしょうか。

知事殿、先にあげた手続きも河川村の一員である貴方は結果をご存じなのでしょう。で、あったとしても、民主的な手続きを遵守する誠実さが欲しいのです。この国は民主主義をもって立つ国です。専制君主でもない知事殿には、せめてその位の節度は欲しいのです。

対論 沖大幹 VS 嶋津暉之

講演「水危機ほんとうの話」沖大幹(東京大学教授)

日時:7月26日(土)13:30~16:00 場所:全水道会館 4F 大会議室

参加費:500円 交通:JR 水道橋(お茶の水側出口)交差点斜め向かい

沖大幹氏は水文学の第一人者。国交省の審議会の座長などを務めています。講演後は嶋津暉之さんとの対論があります。見逃せません。ご期待ください。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768